

生活の
ための
賃金

平成31年度 奈良県建築労働組合の目標賃金
後継者が育つ！賃金を望みます！

目標賃金
日額 **26,000円**

職人の日当には交通費、
道具代、社会保険料・
退職金分などが全て含ま
れています。

必要経費	社会保険料	4,149円 (国保、年金、労災、建退共)
	車両交通費	4,987円 (税金、保険、ガソリン代など)
	道具損料	947円 (電動・消耗工具など)
	合計	10,083円



※関西地協・各県連組合の平均参考値

月額実質賃金 335,958円
17,682円×19日

年間実質総賃金 4,031,496円
17,682円×228日

他産業との比較で建設労働者の賃金水準はどのあたりなのかをみると。
奈良県内全産業に従事する男性勤労者の平均年収は526万円で、昨年度より6万円上昇。
建設労働者は400万円と126万円の開きがあります。

賃金引き上げのチャンスは今。

私たち建築職人の「生活に必要な賃金」として、必要経費を要求していきましょう！

国交省に公共工事設計労務単価を発表し、全国全職種平均単価は7年連続で引き上げられ、19,392円で
昨年単価より3.3%増となりました。これは技能労働者不足が顕著な中、年収を引き上げないと若い世代の
入職が進まないという事からゼネコンや民間の発注者団体へ要請した結果です。

31年度公共工事設計労務単価は大工21,500円、左官23,000円などとなっています。この労務単価は労働者に支払わ
れる賃金であり、現場管理費や一般管理費の諸経費は含まれていません。※必要経費を含めた場合、大工では30,200円、左官
は32,300円となります。

私たち職人は健康保険等の会社負担もなく退職金もなく、車両交通費や道具損料なども実費負担しており、それら必要経費を全て
含んだものが日当賃金となっています。

他産業並みの賃金をめざし、私たちの暮らしと技能をささえ、後継者が育つ賃金とするには26,000円は必要であります。

町場の施主にも、建築職人労働者は「生活に必要な賃金」として26,000円必要であることを訴え、理解される取組みが必要です。
ます。せめて公共工事設計労務単価なみの金額をめざし、身に付けた技能「腕」を自負し、賃金運動を心がけていきましょう。



公共工事設計労務単価

全51職種全国平均単価は
7年連続で上昇 19,392円

国土交通省は公共工事を請負う企業の人件費が上昇していること
から、労働者の賃金の基準となる「設計労務単価」を公表。全51職
種の全国平均単価は7年連続で上昇、19,392円と前年度比で
3.3%の引き上げとなりとなりました。

建設業の未来を切り開くために行政と建設業界が一体となり、賃
金単価の引上げ・労働環境改善と共に、社会保険未加入対策と法定
福利費確保や若年入職者の確保に向けた取組みが始まっています。

民間や公共を問わず、あらゆる発注者に対して法定福利費を明示・
請求し、社会保険料を元請から末端の現場で働く仲間まで確実に
行き渡らせるために、見積り時から適正な法定福利費を確保するうえで、
直接工事費、現場管理費や一般管理費に含まれる賃金を正しく把握し、
その根拠を発注者に示すことが必要となります。

※労務単価には事業主が負担すべき必要経費

(法定福利費・安全管理費等)は含まれていません

※事業主が下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金か
ら必要経費を値引くことは不当行為と位置づけています。

31年度 奈良県の公共工事設計労務単価(抜粋)

職 種	労働者	事業主
	労務単価	労務単価+必要経費
大 工	21,500円	30,200円
左 官	23,000円	32,300円
板 金 工	22,700円	31,900円
内 装 工	23,400円	32,900円
塗 装 工	24,900円	35,000円
造 園 工	21,200円	29,800円
電 工	20,200円	28,400円
鉄 骨 工	21,800円	30,700円
サッシ工	23,100円	32,500円

※今回の調査で、屋根ふき工、建築ブロック工の有効標本数が確保
できず設定されていません。

～ 労災保険の特別加入～

一人親方労災の加入範囲
年間100人工未満の労働者使用

建築・建設の事業を行う方で、労働者を使用しないで建設業などを
行うことを常態とする方が一人親方労災に加入することができます。

ただし、1年間において労働者を使用する見込みが「100人工未
満」となるような場合に加入できます。

一人親方労災は基本的に外注扱いとされていますので、すべての労
災事故に一人親方労災を適用するという訳ではありません。あくまで
もその現場でどのような形態で働くかによって変わってくる可能性が
あります。

① 元請労災の適用になります。

一人親方労災加入者が、時に臨時の応援(職人)として働く場合や、
事業所の常用職人として働く場合は、本人が加入している一人親方労
災ではなく、元請労災を使用することになります。

労働条件通知書を交わし雇用関係を明確にしておいて下さい。

② 職人を雇用した場合は、必ず一括有期労災に加入を！

一人親方労災に加入している人が「元請」をした場合に、本人がケ
ガした場合は一人親方労災を使用しませんが、臨時の応援(職人)を頼
んだり、下請の事業主が職人を連れてきた場合には、一人親方労災で
はこれらの人に補償を行うことができません。

一括有期労災に加入する必要があります。

中小事業主特別加入労災とは

常時職人さんを雇用している場合は、一括有期労災保険に加入し
なければなりません。その事業主本人や同居の親族(法人は取締役
等)は、事業主(家族)特別加入することで、労災補償を受ける
ことになります。

「事業主特別加入と一人親方労災とは補償範囲が異なります」

- 事業主特別加入の休業補償は、原則、療養のための全部労働不能
であることが支給条件です。全部労働不能とは、入院しているか
又は通院日のため従来の業務が全く出来ない状態をいいます。
- 一人親方労災は基本的に一般労働者と同じ補償で365日補償の
対象となります。

やっぱり
頼れる

建設職人

2019年
春の賃金
宣伝行動



「一日も早く安心の住まいを」の
思いで作業を進める＝熊本

熊本地震と西日本豪雨では
職人が木造仮設住宅を建設

熊本地震(2016年4月)の対応

合計で**563**戸を建設
……延べ人数**1万4491**人が作業に従事
2017年には災害公営住宅**57**棟を建設

西日本豪雨(2018年8月)の対応

岡山で**57**戸/広島で**31**戸/愛媛で**160**戸
を建設……延べ人数**4000**人が作業に従事



数多くの木造住宅を建設することで市民の期待に応えていく＝岡山

活躍には賃上げ必要

住まいと暮らしを守る——災害時に不可欠



災害にすばやく対処

日本列島では大地震や豪雨など、自然災害がひんぱんに起きるようになりました。大災害で自宅に大きな被害が生じた際、絶対に欠かせないのが建設職人・労働者の存在です。

私たちは8年前の東日本大震災から、木造仮設住宅と木造復興公営住宅建設に取り組み、各地で被災住民の生活再建と住みやすい住宅の提供に力を尽くしています。

↓
処遇改善で解決

若手の建設職人が不足

建設職人・労働者は住宅だけでなく、大規模オフィスビルや商業施設など仕事・生活にかかわる建物や道路、ダムなど土木工作物も提供してきました。

しかし、その職人の減少が止まりません。低収入と処遇の悪さに耐えかね、離職者が相次いでいるためです。若い人たちを建設業に招き入れるには、適正な賃金と確実な休日を確保していくことが必要です。

全国建設労働組合総連合(全建総連)

〒169-8650 東京都新宿区高田馬場2-7-15
TEL03-3200-6221(代) FAX03-3209-0538
e-mail:chingin@zenkensoren.org <http://www.zenkensoren.org>

〒634-0811
奈良県橿原市小綱町9-8
奈良県建築労働組合
TEL0744-22-5115 FAX0744-22-9111

給料・希望・休日



休日^を確実にとれる

→収入を減らさず適正工期で休日増の実現へ

新3Kで現場を改善

給料を引き上げる

→法定福利費や安全経費を含めた適正な価格・単価で契約へ

希望が持てる業界へ

→建設職人として自分の未来予想図をえがけるように



ビルや学校、道路の維持・管理は職人の力があってこそ

日建連の提言には遠い現状

「安心の収入」が必要

私たち全建総連が独自に調査・集計した2017年の年収額は、業界団体の日本建設業連合会（日建連）が掲げる20歳台、40歳台いずれの目標年収額におよびません。

「安心できる住まいで暮らしたい」という皆さんの声にこたえるには、建設職人にも「安心して暮らせる収入」が行き渡るようにすることが必要です。

大手企業側も対応に変化

「賃上げ」必要性を認識

大手のゼネコンや住宅企業も、建設職人不足の深刻さを認識し「賃上げは必要」と表明するようになりました。

しかし、現場での稼働日数に給与が直結するため、どうしても収入は天候に左右されやすく、その一方で土曜日を隔週で休むことも難しいのが現実です。給与形態についても、不安定な「日給月払い制」がいまだに多数を占める状況があります。

「建設業界で働きたい」—こう願う若者は各地に多くいます。労働環境を整備し、若者を迎え入れられるよう、現場の改善を図っていかねばなりません。

大工職の平均年収額(全建総連2017年額調査)

常用・手間請 404万円

一人親方 424万円

日建連が提言する目標年収額

20歳台 450万円

40歳台 600万円

(2014年4月「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」での目標額)